

## 町営牧場の管理運営について

## 1 事業概要

今年度中に哺育育成施設の整備が完了することに伴い、令和3年度中に、これまで実施してきた放牧事業に哺育育成事業が加わり、町営牧場において、通年で牛の管理を行うこととなる。

<令和3年度以降の町営牧場における各事業の管理運営概要>

施設	事業区分	管理運営 主体	運営手法	備考
町営 牧場	(1)放牧事業	芽室町	業務委託	管理及び使用条例改正 予定
	(2)牧場施設等維持 管理事業	芽室町	直営	これまでとおり町が実 施
哺育 育成	(3)哺育育成事業	協議会	協議会規約に 基づき運営	新たに協議会を設立

## 2 各事業の内容

## (1) 放牧事業

5月から10月の間、概ね6か月齢以上の育成牛について、放牧地で飼養する。

町は芽室町農業協同組合（以下、「JAめむろ」という。）と業務委託を締結し、牧場の管理運営を行う。なお、現在の「芽室町畜牛育成牧場管理及び使用条例」については、牧場使用料改定等に伴う改正を年度内に行う予定。

## (2) 牧場施設等維持管理事業

町の財産である放牧地や牧場内の道路の維持管理については町が行い、町が購入した作業用機械等に係る北海道市町村備荒資金組合への償還等についても、これまでどおり町が負担する。

### (3) 哺育育成事業

概ね6か月齢未満の哺育牛について、通年で舎飼管理（牛舎で飼養管理を行うこと）を行うとともに、6か月齢以上の育成牛については、放牧管理ができない11月から翌年4月までの間、舎飼管理を行う。

事業の運営や施設の管理については、町とJAめむろが構成員となる運営協議会を新たに設立し、運営協議会の規約に基づき実施する。

### 3 今後のスケジュール

9月中旬	概要案作成に係る関係団体との協議
9月下旬～10月上旬	実行計画 概要案作成
12月上旬	町営牧場管理運営に係る次年度予算案作成
3月	条例改正 予算提案